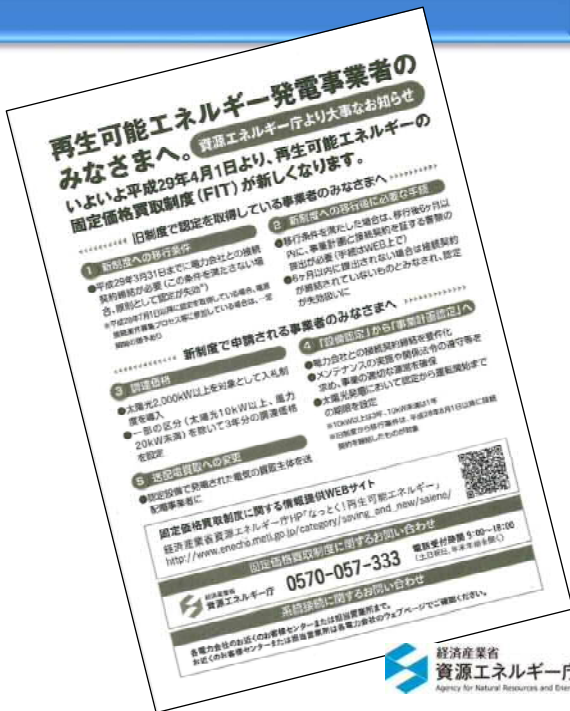


あなたの屋根の太陽光発電 売電できなくなる可能性があります

資源エネルギー庁より随時お知らせの
ハガキが送付されています



平成29年4月1日から再生可能エネルギーの固定
価格買取制度 (FIT) があたらしくなりました！

- 平成29年3月31日までに、電力会社と接続契約を締結している(運転開始済みを含む)太陽光発電設備について、新制度の認定を受けたものとみなされます。※みなし認定
- 平成29年9月30日までに新制度の認定に必要な事業計画を提出する必要があります。
- 期限までに提出されない場合は接続契約が締結されていないものとみなし、認定が失効扱いになります。

- 発電設備の認定取得者すべての方が手続きの対象
- 既に運転開始済みの方は、9月30日までに書類提出必要
- 期限を過ぎると認定失効(売電できなくなる可能性)

新制度移行手続き(事業計画提出)に関するお問合せ

再生可能エネルギー新制度
移行手続き代行センター

0570-059-555

電話受付時間
9:00~18:00
(土日祝日、年末年始を除く)

みなし認定の事業計画申請方法について(10kW未満)

■ 必要書類

(1)事業計画書

※提出者欄には設備設置者の情報を記入の上、実印を押印して下さい。

(2)代行提出依頼書

※事業計画の電子申請で提出を行なう事が正式な手続きであるため、紙で提出された場合は新制度移行手続代行センターが提出者の代わりに電子申請を行いません。このため、新制度移行手続代行センター宛てに本依頼書を提出してください。

(3)設備設置者の印鑑証明書

※本人確認の確認のため必ず提出してください。

(4)接続の同意を証する書類の写し

※平成29年3月31日までに売電を開始していない方のみ必須
※発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、電力会社にご確認の上、提出して下さい。

■ 提出方法

上記必要書類を揃えて以下の宛先に送付してください。

〒273-0011

千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階

「再生可能エネルギー新制度移行代行センター」宛

なお、書類等は必ず郵送にて提出をお願いいたします。

直接持参いただいても受けられませんのでご注意ください。

お手続きのご相談・お問合せは

 株式会社 サンユウ

本社：東京都北区滝野川7-18-1APTOビル2F
<http://www.sanyuu.com>

担当：_____

連絡：_____
